

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和5年度札幌市新型コロナウイルス感染症対策活動団体支援協議会運営業務
発注課	市民文化局市民自治推進室市民活動促進担当課
選定事業者	特定非営利活動法人北海道NPOサポートセンター

随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）

当該業務は、札幌市新型コロナウイルス感染症対策活動団体支援協議会の事務局として、札幌市市民まちづくり活動促進基金（以下「さぼーとほっと基金」という。）の助成金の交付決定を受けた市民活動団体（以下「助成団体」という。）等に対して、事業実施に関する助言・指導、情報提供等を行うほか、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の影響に起因する社会的困難に対する支援活動や、国が呼びかける基本的な感染症対策に対応した事業の実施に伴い生じる新たな課題等の解決のため、助成団体等に対する助言・指導等の継続的な支援（伴走型支援）を試験的に実施し、ニーズ調査を行うものである。

当該業務において助成団体に助言・指導等を行う中では、活動資金の枯渇やボランティアなどの従事者確保の困難化など、長期にわたるコロナの影響により、弱体化した助成団体が含まれることが想定される。

NPOなどの市民活動団体は、一般的な民間企業と異なり、他からの寄付や補助金・助成金など、資金調達方法に特殊性があるため、助成団体に対し助言・指導を行うにあたっては、専門的な知識のみならず、多様な市民活動団体への支援の実践に基づいたノウハウが求められる。

また、さぼーとほっと基金助成事業として採択された事業が助成団体において効果的に実施されるよう、助成団体への助言・指導及び情報提供等にあたっては、助成団体の状況を的確に把握し、事業実施や運営基盤の強化などの個別ニーズに対応可能な幅広い分野の専門知識及びNPO活動に係る支援者・団体等のネットワークによる支援が求められる。

特定非営利活動法人北海道NPOサポートセンターは、NPOの中間支援組織として、市民活動団体への支援に資する豊富な知識・経験とネットワークを有している。

本事業の事業実施期間を踏まえると、限られた期間の中で、新たに参入する事業者が当該法人と同等のレベルの支援を行うことは困難であり、当該法人は札幌市内に所在する唯一のNPOの中間支援組織であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特定随意契約としたい。

根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）

決定日	令和5年4月25日
-----	-----------